

全建労発第 92 号
平成 28 年 2 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 4 日に将来にわたる公共工事品質確保とその長期的な担い手の育成・確保が基本理念として公共工事品質確保法の改正が行われたところですが、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることから、このたび、国土交通省土地・建設産業局長より別添のとおり、平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表されたことに伴い、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等の措置が講じられるよう周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員に対し、引き続き、適切な賃金水準を確保していただくよう、周知徹底の程お願いいたします。

以上